

## 保険業法逐条解説 (XXXXIII)

関西保険業法研究会

### 目次

- 第 1 条～第 5 条 (125号)
- 第 6 条～第16条 (126号)
- 第17条～第25条 (第 2 条第 5 項を含む) (127号)
- 第26条～第33条 (128号)
- 第34条～第41条 (129号)
- 第42条～第50条 (130号)
- 第51条～第53条 (131号)
- 第54条～第59条 (132号)
- 第60条～第67条 (133号)
- 第68条～第76条 (134号)
- 第77条～第84条 (135号)
- 第85条～第89条 (136号)
- 第90条～第96条 (137号)
- 第97条～第100条 (138号)
- 第101条～第105条 (139号)
- 第106条～第119条 (140号)
- 第120条～第127条 (142号)
- 第128条～第134条 (143号)
- 第135条～第143条 (144号)

第144条～第158条 (145号)

第159条～第173条 (146号)

第174条～第184条 (147号)

第185条～第218条 (148号)

第275条 (172号)

第276条～第278条 (173号)

第279条・第280条 (174号)

第281条・第282条 (175号)

第283条～第285条 (176号)

第286条～第289条 (177号)

第290条～第293条 (178号)

第294条～第296条 (179号)

第297条～第299条 (180号)

第299条の2 (181号)

第300条第1項第1号 (182号)

第300条第1項第2号・第3号 (183号)

第300条第1項第4号 (184号)

第300条第1項第5号 (185号)

第300条第1項第6号 (186号)

第300条第1項第7号・施行規則第234条第1項第2号・第3号(187号)

第300条第1項第8号・第300条第2項 (188号)

施行規則第234条第1項第1号・第4号・第5号・第6号 (190号)

保険業法施行規則第234条第1項第7号 (191号)

保険業法施行規則第234条第1項第8号～15号

木下 孝治 (同志社大学)

保険業法施行規則第234条第1項第16号～19号(法300条1項9号関連)

土岐 孝宏 (中京大学)

## 保険業法施行規則234条 1 項

八 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

### I 本号の趣旨

本号は、抱き合わせ販売等の禁止を定めた前号（施行規則234条 1 項 7 号）を補完する趣旨で、保険募集を拒絶すれば銀行等における融資判断に影響があるかも知れないとの顧客の懸念に対応し、顧客の誤解を防止するために説明義務を課したものである<sup>1)</sup>。

保険募集を行う銀行等は、保険業法施行規則212条 3 項、212条の 2 第 3 項、212条の 4 第 3 項、212条の 5 第 3 項（以下、本稿では、これら 4 か条の各第 3 項を総称して「212条等第 3 項」という。）保険業法施行規則212条 3 項に基づき、事業資金の融資先に対する保険募集が規制されているが（融資先保険募集規制）、これらの規制は、事業資金の融資に適用範囲が限られている。事業資金以外の融資がなされている場合には、これらの規制が適用されないことから、銀行等による抱き合わせ販売等がなされるのではないかと顧客が懸念を抱くことが考えられ、また、不公正な取引方法や前号の規制により、銀行等はそのような圧力募集を禁止されていることを知らない顧客、または、これらの規律が実効的に遵守されないことを懸念する顧客の誤解を防止し、顧客側で生じ得る心理的圧迫を除去することを目的とするものと解される。また、後述するように、銀行等が本号を遵守することによって、

---

1) 安居孝啓編著『改訂版最新保険業法の解説』1052頁（大成出版社、2010年）。

顧客に対して圧力募集を行うものではない旨を積極的に表示させることを目的とするものと解される。

## II 沿革

本号の基になる規定は、平成14年7月の保険業法施行規則改正により、保険業法施行規則234条1項7号として新設されたものである<sup>2)</sup>。

本号の規定は、平成17年7月13日に公布された、銀行等による保険販売規制の見直しを目的とした改正保険業法施行規則<sup>3)</sup>（以下、特に断らない限り、次号以下の沿革についても、平成17年改正といえ、同年7月に行われた規則改正を指す。）において、規制の名宛人が銀行等に加えてその役員及び使用人にも拡大され、号数が1号繰り下げられた。また、平成17年12月に少額短期保険業者の規制が新設された際に、生命保険募集人、損害保険代理店を列挙する文言に代えて「特定保険募集人」にまとめられた。この段階までは、名宛人が拡大された他は、規律の実質には変更はない。

更に、平成23年には、平成19年の銀行等による保険販売の全面解禁から概ね3年が経過し、銀行等による保険販売の実績データ、弊害防止措置の遵守状況や銀行窓販に係る苦情・相談の状況、利用者の意識調査などを検証した結果（以下、「モニタリング」という。）<sup>4)</sup>を受け

---

2) 銀行等による保険販売規制の変遷をまとめた比較的近時の文献として、上原純「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し」生保論集179号213頁（2012年）、石丸正芳「銀行等の保険募集解禁とルール構築」生保経営77巻1号3頁（2009年）がある。

3) パブリックコメントの結果につき、<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/f-20050707-2.html>

4) 「銀行等による保険募集に関するモニタリング結果」  
<http://www.fsa.go.jp/news/23/hoken/20110706-1/02.pdf>

て弊害防止措置の見直しが提案され<sup>5)</sup>、パブリックコメント手続<sup>6)</sup>を経て、平成24年4月1日から、一部の弊害防止措置を規制緩和した新たな規制が実施された。但し、本号は、平成24年改正によって変更されていない。

### Ⅲ 解説

#### 1. 規制の名宛人

本号の名宛人は、特定保険募集人、保険仲立人である銀行等および、その役員、使用人である。前号の場合には、同じ趣旨の規律を銀行等の特定関係者に及ぼす規定が13号に置かれているのに対して、本号の適用範囲を広げる規定はない。

#### 2. 説明義務の正当化

本号は、業法上の説明義務を、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行等及び、実際に保険募集業務に従事する役員、使用人に課すものであるから、規制手段としての必要性、相当性が認められなければならない。

契約関係当事者の一方が、契約交渉の過程において、交渉の相手方に対して説明義務を負うべきものとされる趣旨は、通常、これらの当事者間に情報格差が存在し、情報優位にある者が情報劣位にある者に対して説明を行うことによって、情報に基づく意思決定の基盤が確保され、市場の効率性を高めるのに寄与することを目的とするのが通常であろう。他方、本号の背景において問題となっているのは、銀行等

---

5) <http://www.fsa.go.jp/news/23/hoken/20110706-1/01.pdf>

6) <http://www.fsa.go.jp/news/23/hoken/20110708-2.html>、これに対するパブリックコメントの概要は、<http://www.fsa.go.jp/news/23/hoken/20110906-1/00.pdf>（以下、「平成23年パブコメ概要」という。）を参照。

により、その優越的地位が濫用されるのではないかという懸念である。これは、典型的な情報格差の問題とは言い難い。

公正取引委員会のガイドライン「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」<sup>7)</sup>によれば、「保険募集業務を行っている銀行等が、融資先企業又はその代表者等に対して、自己を通じた保険加入の申込みを事実上余儀なくさせる場合には、当該融資先企業等の自由かつ自主的な判断による取引が阻害されるとともに、当該銀行等はその競争者との関係において競争上有利となるなどのおそれがある」とされる。本号の文脈では、保険加入の申込を「事実上余儀なくさせる」場合に、相手方の自主的な判断による取引が阻害される、という関係を認めていることが注目される。申込を事実上余儀なくさせる、という表現は、銀行等が抱き合わせ販売等に向けた威圧的な態度を積極的に取る場合よりも広い事実状況を含む余地があるからである。

銀行等から融資を受けようとする顧客、融資を受けた経験のある顧客からみると、銀行等から融資を受けることができるか不安を抱く事情がある場合には、融資を確実に受けるために、あるいは好条件で融資を受けるために、銀行等が提案する他の取引を断るべきでない等と考えるかもしれない。銀行等から融資を受けている顧客は、融資条件の見直し、融資の更新、追加融資の可能性につき、銀行等の判断に事実上従わざるを得ず、銀行等に対して取引上劣位にあることが多いと考えられる。もちろん、信用の高い顧客は銀行等に対する交渉力がある程度有することもあり、とりわけ、金融市場の動向次第では、銀行等の融資基準は厳しい時期も緩い時期もあるだろうが、これらの理由で、取引上の地位の構造的格差を一般に否定できる訳ではない。このような交渉力格差を背景とするときに、銀行等による保険募集が融資に関

---

7) <http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kinyukikan.html>

連づけられるものと受け止め、保険加入の勧誘を断り切れないものと捉える場合には、銀行等では融資取引と関連づける主観的意図を有していないとしても、顧客による自由な意思決定が結果的に歪められることがある。

平成24年改正に先立ち実施された、前述のモニタリング中の利用者の意識調査によれば、融資先募集規制との関係において、回答者の過半数は加入を断れる、特段不安に感じることはないとしながらも、事業性融資を受けている会社代表者、個人事業者の24.5%が、加入したくない保険であっても断れないと思う旨を回答しており、勤務先に事業資金の融資をしている銀行等からの保険勧誘についても、家族の保険の加入を勧誘されそうで不安、加入すれば勤務先に対する融資条件が改善すると思う、自分が加入したくない保険であっても断れないと思う、の選択肢に該当する旨を挙げた者が、それぞれ14から17%程度おり、一定割合の回答が、銀行等による圧力を感じている、という結果となっている。

本号は、融資を受ける銀行等による保険勧誘を断りにくいという顧客心理が一般に成り立つことを前提として、融資を受けている銀行等から保険の勧誘を受けた顧客が多くの場合に抱くであろう、上述のような心理的圧迫を除去し、自己決定基盤を回復するために、銀行等の顧客に対して、抱き合わせ販売等が行われるものではない旨の説明義務を課すものと考えられる。

顧客の認識を是正するために、顧客に対して一定の情報を提供すべきであるとしても、それを実現するために、銀行等の説明義務は唯一の方策ではない。例えば、銀行等は保険募集の際に優越的地位を濫用することは許されないこと、それが独占禁止法や保険業法等により定められたルールであることを政府が十分に広報することによっても、顧客の誤解を解くという目的は達成され得る。情報格差を是正するために、一方当事者に説明義務を課すためには、その当事者が説明義務

を負うことが受忍できる状況である必要がある。この点、保険募集を行う銀行等は、前号（施行規則234条1項7号）により、融資取引を典型とする取引上の優越的地位を濫用して、顧客の自由な意思決定が欠ける状況において不当に保険募集を行うことは許されない。銀行等が、個別の取引に際して、優越的地位を濫用した状況で保険募集を行うことはない旨を顧客に対して表明することにより、銀行等が当該法令の遵守を顧客に対して表明保証しているのに近い状況が生じる。このような事実上の約束としての効果が期待されているか否かは不明であるが、この表明に反する行動をする自由が銀行等になく、前述のように、誤解を解消することで自己決定基盤が回復するという関係が比較的明確に観察され得ることから、銀行等が本号に基づき説明義務を負うことは受忍できるものと評価されよう。

### 3. 説明義務の内容

本号に基づいて説明されるべきなのは、保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えないことである。銀行等の業務に影響を与えてはならないのは、銀行等が行う保険募集行為ではなく、銀行等の保険募集行為に対して、顧客がそれに応じて保険契約を締結するか否かの事実であることを明確化するために、「代理又は媒介に係る取引」という文言が採用されているものと解される。また、ここには、銀行等が当該保険契約の締結の代理又は媒介に応じないことを含むと解される<sup>8)</sup>。

「銀行等の当該顧客に関する業務」には、貸付業務に文言上限定されていない。従って、預金業務や為替業務も、また、信託銀行の場合には信託業務などもこれに含まれ得る。銀行等が顧客に対して優越的

---

8) 保険業法施行規則の改正時に実施されたパブリックコメント (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/hoken/f-20020830-1.html>) を参照。

地位にあるのは、典型的には貸付業務であるところ、当座貸越、融資枠契約、金利スワップなど、貸付業務の態様や貸付に関連して提供されるサービスは多様化していることもあり、銀行業務全般を対象とすることが過剰規制であるとも言えない。銀行業務全般とすることで、顧客に対してなされる表示の意味が不明確になることもないので、文字通りに解して不都合はなかろう。

なお、監督指針Ⅱ-4-2-6-6 によれば、住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付により行う必要があることに留意することとされている。

#### 4. 説明をなすべき時期

本号は、「書面の交付により」「あらかじめ」説明をなすべきものと定めている。ここにいう「あらかじめ」とは、保険募集に先だって行われることを意味すると解される<sup>9)</sup>。もっとも、保険募集を開始した時点では説明がなくとも、顧客が契約締結の意思決定を行う前に説明が行われれば、自己決定基盤の確保という規制目的は結果的に損なわれない状況も想定され得る。パブリックコメントに回答した立案担当者も、「本号の規制が、顧客が銀行等から保険の勧誘を受けた際に、これに応じないと他の銀行取引にも影響が及ぶと感じて、やむを得ず購入してしまう事態を防止することを目的としたものであることに鑑みれば、書面の交付による説明を厳密に保険募集を開始する前に完了することまでを求めるものではなく、契約の申込みまでの適切な時点で行えば足りる」<sup>10)</sup>との見解を示している。

---

9) 安居編・前掲書(注1)1051頁。

10) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/f-20050707-2.pdf>.

しかしながら、本号に基づく説明が遅れる場合には、顧客が銀行等の取引上の優越的な地位を背景としたプレッシャーの下に、銀行等が行う保険ニーズの把握や商品説明につきあわされるおそれがあり、そうしたプレッシャーの下で顧客が保険加入の意思を固めた後で、本号に基づく説明を受けたとしても、既に意思決定に影響が及んでいる場合も想定され得る。このような場合には、前述したパブリックコメントの立場によっても、申込までの適切な時点での説明がなかったことに帰着するのではなからうか。このような意味において、上述したパブリックコメントの見解も、必要以上に拘り定規に解釈する必要はない、といった程度のもに過ぎないであろう。

また、説明義務に関する通常理解によれば、説明の必要性がなければ説明義務を負わないところ、顧客が保険業法、独占禁止法等の正確な知識を有する場合には、そもそも銀行等との関係につき誤解がなく、実質的に説明の必要性がない場合もあり得る。しかしながら、ここで説明対象となる事項について顧客が知識を有するか否かを確認するよりも、先に説明をする方が簡単であるから、顧客の個別的な事情次第で本号に基づく説明義務が免除されるかとか、履行期を柔軟に考えなければ実務に支障を来す、といった問題を立てる必要性は乏しい。なお、履行時期の問題は、本号違反に着目して独自の法律効果を考えるか、本号違反は7号違反の間接事実の一つとみることで規制目的がほぼ達成できると考えるかによっても結論は左右されよう。

## 5. 説明の方法

説明の方法は、書面の交付によることと定められているほか、書面の交付に代えて、あらかじめ顧客の承認を得た上で、電磁的方法によって提供することも認められている（本条4項以下）。

## 6. 本号違反の法律効果

本条違反は行政処分の対象である。加えて、本条に違反して必要な説明を行わずに保険募集を行った事実は、他の事実と併せて、優越的地位の濫用による保険募集を認定するための間接事実となろう。

なお、本号でなされる説明の実質的な内容は、銀行等が顧客に対して、勧誘した保険取引に対する顧客の態度によって銀行等の業務に影響を与えないという一定の不作為義務を前号に基づき負っている状態であるといえる。銀行等が、これを契約的合意により顧客に対して約束する効果意思を持ち、表示意思を持って顧客にこの書面を交付するときは、顧客がこれを異議なく受領することをもって契約的合意が成立すると評価できなくもない。そして、仮にこれを契約的合意と解するときは、意思表示の合法的解釈の見地から、銀行等の表示が心理留保であるとの主張は通用しないと思われる。しかしながら、ここでなされるのが一定の状態の説明であるか、契約的合意であるかによって、銀行等が本条 1 項 7 号に基づいて負う不作為義務の性質が変わるわけではない。また、銀行等がそれに違反したとしても、合意違反の債務不履行構成でなければ得られない損害賠償も考えがたい。債務不履行に基づく解除を問題としようとするれば、銀行等による不作為義務の違反により、保険者に対して保険契約を解除する、ということになるだろうが、本号の説明義務違反のみで契約解除を実質的に正当化できるような状態が生じていると考えるのも行き過ぎではないか。以上のように、銀行等が個々の顧客に対して不作為義務を約束しているという法的評価をすることは排除されないと思われるが、かかる評価に対して、いかなる法律効果を結びつけるのが適当であるかの問題については、慎重に検討する必要がある。

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先

等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

## I 本号の趣旨

本号は、特定保険募集人または保険仲立人である銀行等が保険募集を行うための要件として、募集を行おうとする顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する義務を負っていること（212条等第3項に基づく、いわゆる融資先保険募集規制）を前提として、保険募集の開始前に、顧客に対して、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務について書面により説明する義務を課すものである。

この説明義務は、顧客が銀行等保険募集制限先に該当することを理由として保険募集を行わない場合の当該顧客の不平や不満を和らげるため、あらかじめ規制の内容や趣旨を説明することを求めるものである、と説明されている<sup>11)</sup>。

## II 沿革

本号の基になる規定は、平成14年7月の保険業法施行規則改正により、保険業法施行規則234条1項8号として新設されたものである。

---

11) 安居編・前掲書（注1）1062頁。

本号もまた、平成17年7月13日の同規則改正により号数が1号繰り下がり、また、平成17年12月に少額短期保険業者の規制が新設された際に、生命保険募集人、損害保険代理店を列挙する名宛人の文言に代えて「特定保険募集人」にまとめられ、保険募集制限先を列挙する文言も「銀行等保険募集制限先等」にまとめて括弧書でその中身を示す体裁に改められ、保険募集が制限される保険商品の範囲を定めた引用規定の条文番号変更、条文追加が施された。

本号は、平成24年4月1日から施行された弊害防止措置の規制緩和において、融資先募集制限規制の対象商品が見直されたことに伴い、新たに融資先募集制限の対象外とされた商品を挙げていた規定（施行規則212条1項4号、5号）を削除するなどの文言修正がなされている。説明義務の構造自体には変更はない。

### Ⅲ 解説

#### 1. 銀行等保険募集制限先等

銀行等保険募集制限先等（以下、簡単に「募集制限先等」という。）の意義は、本連載のうち、保険業法275条注釈の中で銀行等による保険販売の弊害防止措置につき解説したところに委ねる<sup>12)</sup>（平成24年改正においても、募集制限先等の範囲は見直されなかった。）。

ここで、その要点をまとめると、①銀行等が法人またはその代表者に対して法人の事業資金の貸付を行っているときは、当該法人及びその代表者が、②銀行等が事業を行う個人に対して事業資金の貸付を行っているときは、当該個人が、③銀行等が、常時使用する従業員数50名以下の小規模事業者（法人であると個人であるとを問わない）に対

---

12) 関西保険業法研究会「保険業法逐条解説（XXIV）」生保論集172号231-238頁（木下孝治）。

して、その事業者の事業資金の貸付を行っているときは、（1号に該当する当該事業者及びその代表者に加えて）当該事業者の他の役員及び常時使用する従業員を指す（施行規則212条等第3項）。

保険募集を行う銀行等は、業法275条及び施行規則212条等第3項に基づき、これらの募集制限先等を保険契約者又は被保険者とする保険契約の締結の代理又は媒介を、原則として<sup>13)</sup>、手数料その他の報酬を得て行ってはならず、それを確保するための体制を整備することが、保険募集に従事するための要件とされている。

募集制限先等に対して、手数料その他の報酬を得て保険募集活動を行うことが許されないのは、顧客が銀行等から融資を受けることを強く期待している局面において、銀行等が手数料収入を得る目的で優越的地位を利用して積極的に保険募集を行うことが懸念されるためである。純粋に顧客サービスのために無報酬で保険募集を行うことを禁止する必要はない<sup>14)</sup>、という理由から、手数料その他の報酬を得て行う場合のみが規制されている。

## 2. 本号の対象となる保険契約

本号の対象となる保険契約は、212条等各3号と同じく、平成17年改正以降に募集が解禁された商品であって、平成24年改正の規制緩和により融資先募集制限の対象から除外されなかったものである。

つまり、平成17年12月21日以前から取扱が認められていたものは、本号の対象外である。即ち、生命保険関連では、住宅ローン関連の信用生命保険契約、個人年金保険契約、財形保険契約。損害保険関連では、住宅ローン関連の長期火災保険契約、住宅ローン関連の債務返済支援保険契約、海外旅行保険契約、年金払積立傷害保険契約、財形傷

---

13) 例外は、括弧書に定める通り、既に締結されている契約の更新である。

14) 安居編・前掲書（注1）1045頁。

害保険契約である。

また、平成24年改正の規制緩和により融資先募集制限の対象から除外されたものも、本号の対象から除かれる。これに該当するのは、一時払終身保険、一時払養老保険（規則212条1項4号）、積立火災保険、積立傷害保険（同年改正により新設された規則212条の2第1項5号の3）、事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る。同じく平成24年に新設された規則212条の2第1項5号の4）である。これらのうち、一時払終身保険、一時払い養老保険が新たに融資先募集制限規制から除外された理由は、パブリックコメントへの金融庁の回答<sup>15)</sup>では、これらの商品の貯蓄性が高く、銀行業務との親和性が見られ、圧力募集による弊害が比較的小さいこと、銀行窓販のニーズの高さがうかがわれることにある（パブコメ番号8）、とされている。積立火災保険、積立傷害保険については、パブコメ資料上に明示的な言及がないが、一時払養老保険などと同様に、その貯蓄性に着目したものと解される。銀行等のグループ会社を保険契約者とする事業関連保険<sup>16)</sup>については、グループ内の企業間取引であり弊害が生じるおそれが少ないと考えられた（パブコメ番号12）。

### 3. 説明義務の正当化

本号の説明を銀行等に義務づける趣旨は、わかりにくい。問題となる顧客が募集制限先等に該当するか否かを確認し、これに該当することが判明すれば、銀行等は、原則としてこの制限先に対して保険募集

---

15) 平成23年パブコメ概要・前掲（注6）。

16) 平成23年パブコメ概要・前掲（注6）では、銀行子会社であるリース会社が保険契約者となる動産総合保険、銀行等の特定関係者であるクレジットカード会社が保険契約者となるクレジットカード盗難保険、特定関係者である事業者が保険契約者となり、その役員を被保険者とする会社役員賠償責任保険などが、ここにいる事業関連保険に該当するものとされている。パブコメ番号36番。

を行うことが許されないので、保険募集行為に先立って説明義務を負うといっても、その先に保険募集行為を行わない以上、銀行等の側から説明義務を履行すべき状況には至らないはずである。顧客から保険加入の意向を告げられたのに対して、募集活動ができないことを説明する際には、当該顧客が募集制限先等に当たるために保険募集をすることができない旨の説明をするべきことになろう。これとは異なり、本号が求める説明は、文言上は、保険契約の締結の代理または媒介行為を行う前提として履行されるべきものであって、募集制限先等に対して、保険募集を行えない場面とは想定されるべき状況が異なる。法令上の制限のために保険募集を行えない旨の説明は、法により強制されなくとも、銀行等が自発的に説明すれば足りる事項である。

他方、その顧客が募集制限先等に該当しないことが判明した場合には、銀行は、本号に基づく説明を果たした上で、保険募集を行うことができることになる。募集制限先に該当しないということは、当該顧客はこの銀行等から事業資金の融資を受けていない、ということであって、住宅ローン等、教育ローンなど事業資金ではない資金の融資先であるか否かは、それらの資金の借主が銀行等から融資を受けることを強く期待する場合とは考えられないために<sup>17)</sup>、そもそも募集制限先等の確認対象外である。これらの募集制限先等でない融資先については、募集制限先等であるか否かを法令に基づき銀行等が確認することについて、顧客情報にアクセスすること（募集制限先等に該当するか否かの確認業務は、顧客の同意の有無にかかわらず求められることから、212条等の各2号1号に定める非公開情報保護措置の適用はないと解されている<sup>18)</sup>。）以外に、説明の必要性を見出すことは容易でない。本号の立法目的を、規制の内容及びその趣旨の説明義務という手法に

---

17) 安居編・前掲書（注1）1044頁。

18) 安居編・前掲書（注1）1039頁。

より合理的に達成できるのか、疑問が残る。

#### 4. 説明義務の内容

現在の監督指針Ⅱ-4-2-6-4は、銀行等による銀行等保険募集制限先等の確認につき、次のような措置を講じることを求めている。

- ①保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置
- ②募集を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類を引受保険会社へ送付する時まで、保険募集の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当しないことを確認するための措置
- ③上記の措置によって、顧客が銀行等保険募集制限先等に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険募集手数料その他の報酬について、所属保険会社から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

(注1) から (注3) は略。

本号の文言は、確認業務に関する説明を求めているので、融資先募集制限の概要及び監督指針に定められた手順の概要を説明すべきであろう。加えて、前述のように、本号制定時の立案担当者は、融資先募集制限規制の趣旨についても説明することを求めているので、これを素直に理解すれば、例えば、事業資金の融資先に対して銀行等が保険募集を行うことは、事業資金の借り手に対して優越的地位を濫用して保険の購買を勧誘し、相手方がその購買を事実上余儀なくされるおそれがあるところ、そのような事態を防止するために、銀行等が保険募

集を開始する前に、保険募集制限先等、つまり、事業資金の融資先であるかを確認しなければならない、といった説明をなすべきことになろう。

## 5. 本号違反の法律効果

本号の説明義務に違反した場合には、行政処分の対象となる。ただ、そこで問題となるのは形式的な行為規制違反にすぎない。実質的にいかなる法益が侵害されたのかを解明することは、容易ではない。

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である顧客又はその密接関係者を除く。）に対し、第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

## I 本号の趣旨

本号は、銀行等に対して融資の申込をしている顧客及びその密接関係者に対して保険募集することを禁止するものである。いわゆるタイミング規制である。規定が制定された当初の考え方によれば、事業資金の借入先でなくても、銀行等に対して融資の申込を行っている者は、一般的に、融資の決定を期待して銀行等の影響を受けやすい状態にあると考えられるため<sup>19)</sup>、そのような事情があることを知りながら銀行等が融資の申込者に対して保険募集をすることを禁止するものである。

本号の規制は、平成24年の規制緩和により適用範囲が縮小され、事業資金でない融資の申込者については、本号は適用されないこととされた。これにより、以下に検討するように、本号の趣旨についても再定義が必要になる。

## II 沿革

本号は、平成17年7月13日保険業法施行規則改正の際に新設された規定である。本号の新設がパブリックコメントに付された時点での文言には、顧客の密接関係者に、小規模事業者の常時使用する従業員及び代表者以外の役員が含まれていたが、パブリックコメントを受けて規定が制定された段階で、この部分が消えている<sup>20)</sup>。その他の変更は、少額短期保険業者の法制化に伴う概念の変更、法令改正による条文番号の変更に伴う改正などである。

---

19) 安居編・前掲書（注1）1053頁。

20) 密接関係者から企業の従業員が外された理由は、制定当時のパブリックコメントに対して金融庁が示した見解の中では、銀行実務を踏まえて再検討した結果、規制の対象外とした、と説明されている。融資先の従業員であるか否かを確認することの困難さが考慮されたものであろう。

平成24年保険業法施行規則改正は、本号に大きな変更を加えた。まず、先に述べたように、本号の対象は、事業に必要な資金の貸付けに限定する旨が規定された。次に、融資先募集制限規制の適用範囲が変更されたことに伴い、212条1項4号（一時払終身保険、一時払養老保険）、同項5号、212条の2第1項7号（積立傷害保険）を挙げていた文言が削除された。

### III 解説

#### 1. 本号の規制目的

本号の規制目的は、大きく捉えると、融資契約関係の存在を前提とする融資先に対する募集制限と併せて、銀行等による優越的地位の不当利用を典型的に防止するための客観的ルールを設定することが目的であるといえる。銀行等による融資の実行可否についての判断がなされている間は、借り手となる者に対して貸し手が交渉上優位に立ち、借り手の意思決定に対して強い影響力を行使し得る状況にあることから、融資契約の申込がなされていることを知っている銀行等は、申込から諾否の判断が決められるまでの間、保険募集を制限される。本条1項7号の定める一般的な優越的地位の不当利用禁止との関連では、融資契約関係はないが、その前段階である交渉関係に着目して、顧客が影響力を特に受けやすい状況を定型的に取り出したものであり、また、募集を禁止される商品を、相対的に弊害が大きいとされる平成17年以後解禁商品に絞り込んで、より明確な募集制限ルールとしたものである。平成24年改正において、募集が制限される保険商品の範囲が縮小された趣旨については、前号の注釈Ⅲ. 2. を参照されたい。

本号の規制対象は、その制定当初は、融資先保険募集規制の場合とは異なり、融資を受けようとする顧客の借入目的が事業資金であるか否かにより区別をしていなかった。平成24年改正までは、融資先保険

募集規制の場合には、住宅ローンを借り入れた顧客が、銀行等による保険募集を受ける際に優越的地位を利用されると感じることは考えがたいとされたのに対して、タイミング規制の場合には、住宅ローンなど、事業資金以外の借入であっても、融資の決定を期待して銀行等の影響力を受けやすい状況にある<sup>21)</sup>と述べられていた。平成24年改正によって、事業資金の融資以外の融資について広く本号の適用を除外したことにより、融資の決定を期待するという顧客心理それ自体に着目した規制の側面は薄められ、融資先募集制限規制の時的適用範囲を融資の申込時まで前倒しするという側面が残ることになった。

## 2. 本号の適用対象となる保険商品

本号に基づき募集が制限される保険商品は、先に述べたように、融資先募集制限規制の対象商品と同じとされ、この点は現在でも変わらない。そして、融資先募集制限規制及び本号により募集が制限される商品は、規定の制定当初は、平成17年以後解禁商品であった。それが、平成24年改正の際に対象商品が縮小され、現在では、一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険、事業関連保険には適用されないこととされた（以上につき、前号の注釈Ⅲ. 2. を参照）。

更に、本号においては、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の非事業性契約上の債務担保を目的とする保険契約、既に締結されている契約の更新契約、更改契約についても除外される。ここにいう更新、更改の意義については、本連載の275条注釈<sup>22)</sup>を参照されたい。

## 3. 本号の適用対象となる融資

本号により銀行等が保険募集を行うことが禁止される顧客は、平成

---

21) 安居編・前掲書（注1）1053頁。

22) 関西保険業法研究会・前掲（注12）234-236頁。

24年改正までは、融資目的で区別をしないことの帰結として、事業者であるか否かを区別していなかった。平成24年改正によって、事業資金目的の融資に適用範囲を限定したことにより、住宅ローンなど、銀行等による消費者向け融資が、全て本号の適用対象外とされた。このように規律の性質を大きく変えたことの説明として、平成23年パブコメ概要においては、住宅ローン等は事業性資金に比べて銀行の顧客に対する影響力は小さいと考えられるほか、住宅ローン等の申込時は、家計全体の見直しの機会であり、保険商品の説明を合わせて（ママ）受けることができれば、顧客利便の向上に資すると考えられる、と述べられている（パブコメ番号47）。銀行等から融資を受けるタイミングで銀行等から保険が勧誘されることについては、相続税対策のために銀行等から融資を受け、借入金を保険料に充当して変額保険を購入するという、相場の下落時にリスクが増幅される歪んだ投資が広く推奨された歴史をも想起させる。ただ、確かに、融資の申込が事業資金目的でないときは、銀行等において融資業務と保険募集業務の担当者分離措置（212条等の3項3号）を講じる必要もなければ、非公開情報保護措置（施行規則212条等の2項1号）との関係においても、顧客の同意を得ることによって、非公開金融情報を保険募集業務に利用することも許される。融資先募集制限規制の対象でもないため、融資契約が締結され、融資が実行された後に同じ担当者が保険募集することは妨げられない。本号のタイミング規制を撤廃したことにより生じ得る弊害は、本条1項8号の説明義務によりある程度予防され、また、同7号の一般規定による監督の方法も残されている。非事業資金の融資につき本号の適用を外しつつ、圧力募集の弊害が顕在化するか否かを監督実務上点検する、ということであれば、顧客の利便性を前面に出して前のめりに肯定するのは躊躇されるとしても、結論上は理解できる。

平成24年改正により、本号が非事業資金の融資には適用されないこととされたことから、融資の非事業性が重要な解釈問題となった。パ

ブリックコメントでは、個人が相続税対策として行う賃貸不動産取得のための反復継続可能性のない融資申込が問題とされ、これに対しては、融資を受けて取得された当該不動産を利用した不動産賃貸事業が反復継続的に業として行われていることをもって、事業性融資に該当するとの回答がなされている。併用住宅の建築資金を借り入れる場合についても、一部でも事業に必要な資金が含まれていれば本号の適用があると解されており、監督当局として、事業資金性の判断は厳格に行う姿勢が明確にされている。

次に、本号により制限されるのは、融資を申し込む顧客自身に対する保険募集のみならず、顧客の密接関係者に対する保険募集も含まれる。ここにいう密接関係者とは、当該顧客が法人である場合には、当該法人の代表者であり、他方、当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付が当該法人の事業に必要な資金の貸付である場合には、当該法人が密接関係者となる<sup>23)</sup>。

本号の名宛人となる銀行等には適用範囲の制限はないが、協同組織金融機関である場合には、募集が禁止される顧客の範囲からは、当該協同組織金融機関の会員、組合員は除かれる。この規定の適用上は、施行規則212条等における融資先募集の制限とは異なり、保険契約者一人当たりの保険金、給付金額合計額の上限などにつき、協同組織金融機関が定めを置くかどうかは問題とされない。

本号の適用上は、顧客がなす申込が、融資契約の締結に向けられた融資予約ないし諾成的消費貸借契約の申込<sup>24)</sup>であるか、本契約の締結に向けられた申込であるかを区別する必要はない。手形割引も含まれ

---

23) 安居編・前掲書（注1）1054頁。

24) 本項の執筆時には、債権法の改正を目的とした民法の一部を改正する法律案（第一八九回閣第六三号）が衆議院に提出されており、審議中である（[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/g18905063.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g18905063.htm)）。同法案において新設が予定される587条の2では、書面により諾成的消費貸借契約の締結を認めることが定められている。

る。他方、規定制定当時のパブリックコメントに寄せられた質問への回答では、融資枠設定、個人の総合当座貸越、カードローンの申込は原則として含まれないとの見解が示されている。カードローンは、基本的には非事業資金の融資と整理されるであろう。融資枠契約が締結されると、融資限度額までは、銀行等は融資に応じるべき義務を負っている旨が約されるのが通常であり、この場合には、その都度の融資申込については、銀行等は融資を実行するか否かの点で強い影響力を行使するとは想定しがたい。ただ、融資枠契約の締結時には、融資限度額の設定、あるいは担保設定などの審査に際して、銀行等の裁量的判断がなされ得ることについては、融資契約を締結する場合と状況は大きく異ならないとも考えられる。融資枠契約の申込に本号が原則として適用されないとする解釈には、疑問を挟む余地がある。もっとも、融資枠契約につきタイミング規制が問題となるのは、従来融資がなく、新規に融資枠契約を締結する場合に限られる。そのような場合としては、例えば、ベンチャービジネスに対する融資枠の新規設定や、事業再生ファイナンスの局面において、メインバンクを代えてコミットメントライン契約を締結する等の場面があり得るかも知れない。もっとも、後者については、事業再生にかかる融資枠の設定が申し込まれる局面で、銀行等が保険募集を行うだろうか、という疑問もあるので、実務上は実益のない議論かも知れない。

#### 4. 募集が制限される期間：資金の貸付の申込

本号は、顧客となるべき者が資金の貸付の申込を行っていることが要件である。一般に、融資契約においては、融資条件の交渉開始から融資の実行までの間に幾つかの段階があるとされるが、融資条件につき銀行側担当者との準備交渉が整って、遅くとも融資申込書が提出された時点から、本号の規制に服することについては問題がないと思われる。本号の規定新設時のパブリックコメントに寄せられた質問への

回答<sup>25)</sup>によれば、顧客から明確な借入申込の意思表示があった時点から本号の適用を受ける、あるいは、顧客に対して質問し、「当該銀行等に対し、資金の貸付の申込を行っている」旨の回答が得られた場合には規制対象となるとの見解が示されており、融資申込書が提出される前の段階については、当該銀行等から貸付が受けられることへの期待がどの程度熟していたかなどの事情を踏まえて、ケース・バイ・ケースの判断が必要なこともあろう。

本号の規制が解除される時は、貸付の申込がなされてから、融資証明書の交付を経て、融資が実行されるまでのうち、いつになるか。パブリックコメントに寄せられた質問への回答では、貸付申込が拒絶される場合には、貸付の申込に応諾しない旨が顧客に伝えられた時であり、貸付の申込が撤回された場合には、撤回の意思表示が撤回された時である。貸付が実行される場合に、いつタイミング規制が外れるのかについては、平成17年パブコメにおける金融庁の回答によれば、貸付にかかる契約が成立した時とされている。それでは、これを、諾成的消費貸借契約の成立でも足りる趣旨と理解して良いか。ここにいう諾成的消費貸借を融資枠契約とは区別し、実際に融資が実行されるまでの連続した一連の取引であると解し、かつ、本号の規制と融資先募集の制限を一連のものとして捉える本稿の立場からすれば、212条等3項各号にいう「資金の貸付を行っている」を、融資実行後の融資残高がある状態と解するのが規定の趣旨に整合する。そうだとすれば、本号の規制は融資実行時までかかると理解されるべきであろう。

パブリックコメントに寄せられた質問への回答によれば、保険契約の申込がなされた後に融資の申込がなされた場合にも、本号の適用はないとされるが、貸付に向けた交渉が開始した後、保険の勧誘行為があり、保険契約の申込をすることを条件に、融資の交渉を本格化させ

---

25) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/f-20050707-2.pdf>

ることを銀行側が顧客に提示して、顧客がこれに従った場合には、本号の規制目的は潜脱され得る。規制の趣旨に照らして、このような場合には、貸付の申込時を柔軟に認定することが求められる。監督指針Ⅱ-4-2-6-7は、顧客に資金需要があるにもかかわらず、保険募集を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている場合」とみなされる、と述べているのも同様の趣旨によるものであろう。

## 5. 銀行等の悪意

本号の規制は、顧客が貸付の申込をしていることを銀行等が知っていることが必要である。銀行等は、保険募集を行うに際して、募集制限先に当たるか否かの確認を行う態勢整備が義務づけられており（212条等第3項）、その際に、貸付の申込がなされているか否かについても併せて確認を行うべきことになろう。ただ、確認作業をして、融資申込の事実が把握できないときは、その後、申込の事実を知る時まで、申込がないものとして扱ってよく、そのような意味で、ここでいう銀行等は、法人としての銀行等のいずれかの支店が知っていることまでを求めていないと解される。なぜなら、融資を扱おうとしている支店等と保険募集を行おうとしている支店等が異なる場合には、融資交渉がなされている段階では、銀行等のシステムに取引状況のデータが載っているとは限らないためである。また、融資担当者と保険募集業務の担当者の分離措置を講じるべきこと（施行規則212条等3項3号）からみても、融資申込状況に関する情報を、保険募集業務を行う部署に逐一伝達することを求めることが適切であるとも言い難い。

## 6. 本号違反の効果

本号違反の効果は、行政処分である。それを超えて、本号に違反して募集された保険契約が最終的に締結された場合に、保険者に対して

保険契約の取消や解除を求めることができるか、という問題については、8号違反の場合につき論じたことが同じように当てはまる。

十一 生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十二条第一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

## I 本号の趣旨

本号は、銀行等が規則212条1項1号に掲げる保険契約、即ち、住宅ローン関連の信用生命保険契約等の締結の代理または媒介を行う際に、保険金が充当されるべき住宅ローン債務の返済に困窮した場合に、銀行等における相談対応の実効性を確保するため<sup>26)</sup>、当該銀行等の相談窓口、銀行等の外部の相談窓口などを書面により説明することを求めるものである。

## II 沿革

本号の定めは、平成14年に保険業法施行規則が改正された際に、当時の本条1項8号として規定されたものである。その後、少額短期保

---

26) 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務改訂版』530頁(きんざい、2011年)

険募集人の語が追加され、また、当初使用されていた文言である「住宅関連信用生命保険契約」が、現在のように、212条1項1号に掲げる保険契約と改められるなどの改正を受けているが、規律の実質は変更されていない。

### Ⅲ 解説

#### 1. 住宅ローン関連の生命保険契約

住宅ローンに関連して信用生命保険契約が締結される場合としては、団体信用生命保険が利用されるか、又は、近年は、収入保障保険といわれる、保険金が逡減する仕組みを有する生命保険の一種が利用されることが多いようである。団体信用生命保険の場合には、保険契約者は、貸主である銀行等自身となる場合のほか、住宅金融支援機構<sup>27)</sup>、全国信用保証協会連合会<sup>28)</sup>などが保険契約者となることがある。銀行等が自ら保険契約者となる場合には、借主は、銀行等と保険会社の間で締結された団体信用生命保険契約に被保険者として加入するので、この場合に銀行等が借主に対して行う勧誘は保険募集ではなく、団体信用生命保険の加入勧奨ということになるので、これにつき本号の適用はない。

これに対して、収入保障保険が利用される場合には、借主が保険契約者兼被保険者となり、保険会社との間で生命保険契約が締結されるのであって、銀行等が生命保険募集人としてこの契約の締結を代理又は媒介することは許容されている。収入保障保険は信用生命保険ではないが、本号が適用される保険契約は、施行規則212条1項1号において、生命保険契約のうち、その保険金が住宅（居住の用に供する建物

---

27) <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/danshin/merit.html>

28) [http://www.zensinhoren.or.jp/document/danshin\\_goannai.pdf](http://www.zensinhoren.or.jp/document/danshin_goannai.pdf)

…の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの又は充てられることが確実なものであって、当該保険金の額が当該債務の残高と同一であるものに限る。）、と定められている。保険金額が逡減する収入保障保険は、経済的には信用生命保険と近似するため、住宅ローンの返済資金を手当てする目的で加入されることがあるとしても、その保険金額を住宅ローン残債務額と常に一致させる仕組みを有しているのではない限り、本号の適用はないと解される。

## 2. 本号に基づく説明の内容

住宅ローンの借主が債務の返済に窮した場合には、例えば、全国銀行協会（以下、全銀協という。）のウェブページ<sup>29)</sup>によれば、取引銀行の窓口で相談するほか、全銀協のカウンセリングサービスを受けることができ、家計の状況に応じて、返済資金の捻出、返済計画の変更、債務整理の必要性などにつき専門家の助言を受けることができる。本号の文言を素直に読む限り、これと同等の説明が文書になされることが求められているのであろう。

十二 銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

---

29) <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/counseling/faq/>

## I 本号の趣旨

本号は、本条1項7号に相当する規律を、銀行等の特定関係者である保険会社及びその役員又は使用人に及ぼすことを目的とするものである。

## II 沿革

本条12号の元になった規定は、平成14年の保険業法施行規則改正（当時の234条1項10号）である<sup>30)</sup>。この段階では、規定の名宛人は、銀行等の特定関係者である生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人とされ、保険会社及びその役員若しくは使用人は含まれていなかった。また、禁止の対象行為も、「自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為」とされていた。

次いで、この規定に変更が加えられたのは、平成17年の保険業法施行規則改正である。このときは、規定の位置が2号繰り下げられて12号とされ、規定の名宛人に特定関係者の役員又は使用人が加えられた。その後、一旦、号数が1号繰り下がって13号とされた後、名宛人が特定関係者たる保険会社及びその役員、使用人に限定する規定となり、禁止行為も本号と同じ規律に整理された。

本号の規定が現在の文言となったのは、銀行等による保険販売の規制を見直した平成24年保険業法施行規則の改正である。それまでは、銀行等の特定関係者を列挙するために銀行法など関係する法律の該当

---

30) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/13/hoken/f-20020621-3a.pdf>

箇所を列挙する文言が本号の括弧書に挙げられていた。現在では、特定関係者の意義は、212条の4第1項4号の2による参照指示を介して、212条の2第7項に列挙されている。

### Ⅲ 解説

#### 1. 本号の規制目的

本号から15号までの規定は、前号までに見た弊害防止措置が銀行等の特定関係者により潜脱されないように、規制の名宛人を銀行等の特定関係者とし、名宛人の属性に応じて規律の内容を細かく調整して定めるものといえることができる。このうち、本号は、銀行等の特定関係者のうち、保険会社及びその役員若しくは使用人を特に名宛人として取り出し、次号よりも具体的に、当該銀行等の優越的地位を不当に利用して保険契約の申込をさせる行為または既に成立している保険契約を消滅させる行為を禁止するものである。保険会社からみて銀行等が親会社、兄弟会社、関連会社などである場合に、銀行等の顧客に対する影響力を背景としつつ、保険会社が自らの募集行為によって不当な乗換募集などを行うことを禁止しようとするものと解される。

#### 2. 銀行等の特定関係者である保険会社

本号にいう銀行等の特定関係者は、規則212条の2第7項が定めるとおり、銀行等に対して事業免許等を付与する根拠法毎に列挙されている。具体的には、次号の解説を参照。

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に

係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

## I 本号の趣旨

本号は、前号よりも一般的に、銀行等の特定関係者を広く名宛人として、これらの者による優越的地位の不当利用規制（本条1項7号）が潜脱されることを防止することを目的とする。

## II 沿革

本号は、平成14年保険業法施行規則の改正時に、234条10号として新設されたものである。新設当時の文言は次の通りである。

十 銀行等（商工組合中央金庫を除く。）の特定関係者（令第三十八条で定める金融機関のうち、同条第四号で定める金融機関においては農林中央金庫法第五十九条、令第三十八条第七号で定める金融機関においては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の三の二、令第三十八条第八号で定める金融機関においては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八、その他の金融機関においては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条において準用する場合を含む。）でそれぞれ定める特定関係者をいう。）である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信

用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為」

その後、号数を繰り下げ、特定関係者の意義に関する規定が移される等の改正が行われている。

### Ⅲ 解説

#### 1. 本号の対象となる銀行等の特定関係者

本号の対象となるべき銀行等の特定関係者とは、銀行法を例にとって列挙すれば、銀行法施行令 4 条の 2 第 1 項 1 号から 10 号に掲げられた、次のものである。

- 一 当該銀行の子会社
- 二 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主
- 三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社
- 四 前号に掲げる銀行持株会社の子会社（当該銀行及び第一号に掲げる者を除く。）
- 五 当該銀行の子法人等<sup>31)</sup>（第一号に掲げる者を除く。）
- 六 当該銀行を子法人等とする親法人等<sup>32)</sup>（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）
- 七 当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）
- 八 当該銀行の関連法人等<sup>33)</sup>
- 九 当該銀行を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げ

---

31) 子法人等の意義は、銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定されている。

32) 親法人などの意義は、銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定されている。

33) 関連法人などの意義は、銀行法施行令 4 条の 2 第 3 項に規定されている。

る者を除く。）

十 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主のうちその保有する当該銀行に係る議決権が当該銀行の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人銀行主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

本号では、融資判断を自ら行う銀行等以外の、銀行等の意思決定に対して影響力を有し得る者（2号、3号、6号、10号）、その意思決定が銀行等の意思により実質的に支配され得るために、銀行等の意向に従い圧力募集を行う可能性のある者（1号、5号、8号）、銀行等の親法人により支配されるために、親法人を通じて銀行等の利益のために圧力募集を行う可能性のある者（4号、7号、9号）が含まれることになる。実際の判断に際しては、優越的地位の有無の判断は銀行等と顧客との関係で判断すべきことになろうし、不当利用の有無については、融資判断を行う銀行等の意思決定との関連性を実質的に判断する、ということになろうか。

他方、本号は、銀行法施行令4条の2第1項に定める銀行等の特定関係者のうち、同項11号以下に定める、当該銀行等を所属銀行とする銀行代理業者及びその子法人等、関連法人等、親法人等、いわゆる兄

弟法人等<sup>34)</sup>を規制対象に含めていない。銀行代理業者については、別途解説されるように、施行規則234条2項において独立に規律されている。これは、主として読み替え規定が必要なためであろう。

なお、銀行代理業者に対しては、他の弊害防止措置の多くが適用されない扱いとなっているが、その理由としては、銀行代理業者が銀行の業務を仲介するのみであり、銀行本体ほど顧客に対して影響力を有することにはならないとの評価が挙げられている<sup>35)</sup>。

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十

34) 銀行法4条の2第1項11号以下は、次のように定める。

十一 当該銀行を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十二 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十三 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

35) 安居編・前掲書（注1）1057頁。

二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

## I 本号の趣旨

本号は、銀行等の特定関係者により、融資先募集制限規制（規則212条等3項1号）が潜脱されることを防止することを目的とする。

## II 沿革

本号の規定は、平成17年の保険業法施行規則改正に際して、本条1項13号として新設された。その後、号数が現在の14号に変更され、平成24年保険業法施行規則改正の際に、適用対象の契約が縮小されて、現在の文言となった。

## III 解説

### 1. 銀行等に対する規制と特定関係者に対する規制の相違点

銀行等に対する規制（212条3項1号、212条の2第3項1号など）と本号の違いは、第一に、特定関係者の場合には、募集制限先であることにつき悪意であることが要件とされていることである。銀行等の場合には、保険募集を開始する前に、ある顧客が募集制限先であるか否かを確認することが義務づけられている（212条等3項2号）のに対して、銀行等の特定関係者は、ある顧客が銀行等の事業資金を借り入

れているか否かを通常は知ることができない。そこで、募集制限先である事実を知っていながら保険募集行為に及ぶ場合のみを対象としている。

第二の相違点は、括弧書で切り出された適用対象商品の例外にある。銀行等については、生命保険であれば規則212条1項6号に掲げる保険、即ち、同項1号から5号までに列挙されていない定期保険や平準払終身保険、医療保険などにつき募集が制限され、しかも、その中から、既に締結されている契約の更新契約は除外される。これに対して、特定関係者の場合にも、規則212条1項1号から5号に列挙される保険商品については本号の適用が除外されているが、そこには括弧書の限定が付されていて、それらの保険契約の内容と関連性が高くない保険の特約や、保険料及び保険金額が当該保険契約と比して妥当と言えない特約が付されている場合には、銀行等による募集は許容されるはずのところ、特定関係者については本号の本則に戻って禁止の対象となる。このような規制の差異は一見不合理にも見えるが、銀行等自体による募集については、平成24年の規制緩和後も、募集上の弊害が生じることがないか、監督実務上、継続的にモニタリングできるのに対して、銀行等の特定関係者による募集を広く継続的にモニタリングすることは、監督行政上のコストにつながることから、銀行等に限って段階的に規制緩和する一方で、潜脱防止の規定については規制緩和を見合わせ、あるいは遅らせることには相応の合理性があると解される。

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。）に対し、

保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

## I 本号の趣旨

前号が、特定関係者による融資先募集制限規制の潜脱を防止する目的を有するのに対して、本号は、タイミング規制が銀行等の特定関係者により潜脱されることを防止することを目的とする。

## II 沿革

本号の規定は、前号と同様に、平成17年7月13日の保険業法施行規則改正によって新設されたものである。

## III 解説

### 1. 銀行等に対する規制と特定関係者に対する規制の共通点

本号の規律は、10号と並べて読まない readability 書きぶりとなっている。まず、本号には記されていないが、当該顧客又はその密接関係者の事業に必要な資金の貸付けに限られること、そして、その場合の密接関係者の意義については、本号においても同様であることが10号に定められている。次に、銀行等が協同組織金融機関である場合に、その金融機関の会員、組合員に対する保険募集には、10号も本号も適用されない。

資金貸付の申込を行っていることを知っていることが、10号ないし本号に基づく募集禁止の発動される主観要件であることも双方に共通

している。

## 2. 銀行等に対する規制と特定関係者に対する規制の相違点

前号の場合と同様に、本号についても、規制の適用対象となる保険商品の範囲については、10号と本号の間で異なっている。10号の場合には、融資先募集制限規制の適用範囲から、更に、金銭消費貸借契約、賃貸借契約などの非事業性契約に係る債務の履行担保を目的とする保険契約、既に締結されている保険契約の更新、更改契約が更に除外されるのに対して、本号の場合には、そのような除外を定める規定がない。ここでも、銀行等の特定関係者による保険募集について、弊害発生の有無やその状況を監督実務上把握するコストの観点から、やや広めに規制を残すことが選択されたものと理解されよう。

(木下 孝治)